

職場のあんぜんサイト

ホーム > 労働災害事例（検索） > 労働災害事例



アンケートにご協力をお願いします。

鉄骨組立て作業において、安全帯を使用してボルト締め作業中、安全帯の環が外れて墜落



発生状況

この災害は、12階建てのマンション建築工事の鉄骨建方作業において、6階の鉄骨梁上で鉄骨柱のボルト締め作業をしていたとき、使用していた安全帯の環が外れて墜落したものである。

この鉄骨建方工事は、災害発生日の前日までに建物片側の鉄骨は12階まで立ち上がっており、災害発生当日は残りの部分の鉄骨を組み立てる予定であった。

当日の朝から作業を開始し、移動式クレーンで3節部分（7～9階）の鉄骨柱をつり上げ、鉄骨をついた状態のままにして作業員二人ですでに設置してある2節部分（4～6階）の鉄骨柱にボルトで仮止めした。

この後、鉄骨柱をついていた玉掛けワイヤロープを外し、さらに残っていたボルトの仮止め作業を行っていたとき、安全帯のロープを鉄骨のタラップに通し、U字つりの状態で使用していた安全帯の取り付け環（カラビナ）が壊れ、ボルト仮止め作業中の労働者が約17メートル下の地上に墜落した。直ちに病院に運ばれたが2時間後に胸部打撲による失血により死亡した。

原因

この災害は、12階建てのマンション建築工事の鉄骨建方作業において、6階の鉄骨梁上で鉄骨柱のボルト締め作業をしていたとき、使用していた安全帯の環が外れて墜落したものであるが、その原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 建築物の鉄骨の組み立ての作業を行うにあたり、あらかじめ、作業の方法、墜落防止のための設備の設置等が示されている作業計画を定めていなかったこと
- 2 墜落の危険がある箇所で作業するにあたり、足場等により作業床を設置し、手すり等により墜落防止の措置をするか、安全ネットの設置、安全帯の使用等が行われていなかったこと
- 3 安全帯をU字つり状態で使用して作業を行うにあたり、U字つり状態で使用することができる構造の安全帯を使用していなかったこと
- 4 一本つり状態でのみ使用する構造の安全帯を改造して、安全帯の規格に適合しない部品を取り付けて使用していたこと
- 5 鉄骨の組立て等作業主任者が、安全帯の機能の点検およびその使用状況を監視していなかったこと

対策

この災害は、12階建てのマンション建築工事の鉄骨建方作業において、6階の鉄骨梁上で鉄骨柱のボルト締め作業をしていたとき、使用していた安全帯の環が外れて墜落したものであるが、同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要と考えられる。

- 1 建築物等の鉄骨の組立て等の作業を行うときは、あらかじめ、作業の方法および順序、墜落を防止するための設備の設置の方法などが示されている作業計画を定め、この作業計画により作業を行うこと
- 2 墜落の危険がある箇所で作業を行うときは、足場等により作業床を設置し、手すり等により墜落防止の措置をするか、安全ネットの設置、安全帯の使用等を実施すること
- 3 安全帯をU字つり状態で使用して作業を行うときは、U字つり状態で使用することができる構造の安全帯を使用すること
- 4 安全帯の管理および使用に当たっては、安全帯の規格に適合したものでなければ使用させないこと
- 5 鉄骨の組立て等作業主任者は、作業開始前に安全帯の機能を点検し、作業中はその使用状況を監視すること

業種	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	
事業場規模	5～15人	
機械設備・有害物質の種類(起因物)	用具	
災害の種類(事故の型)	墜落、転落	
建設業のみ	工事の種類	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事
	災害の種類	梁、母屋から墜落
被害者数	死亡者数：1人 不休者数：0人	休業者数：0人 行方不明者数：0人
発生要因(物)	防護・安全装置がない	
発生要因(人)	危険感覚	
発生要因(管理)	保護具の選択、使用方法の誤り	

NO.100495

アンケートにご協力をお願いします。



↑ ページトップへ戻る